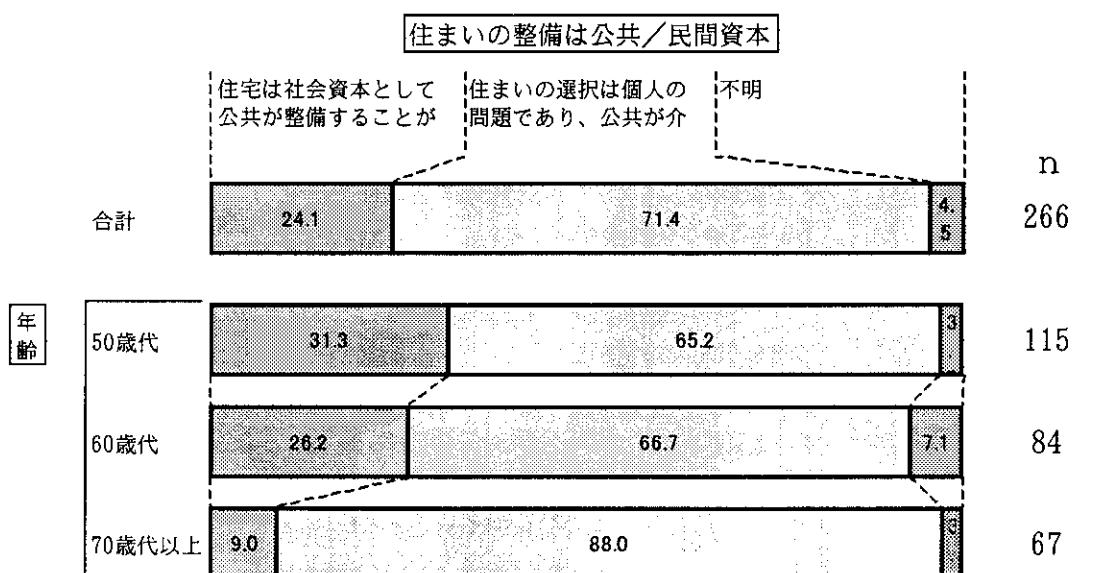


## 第5節 價値観

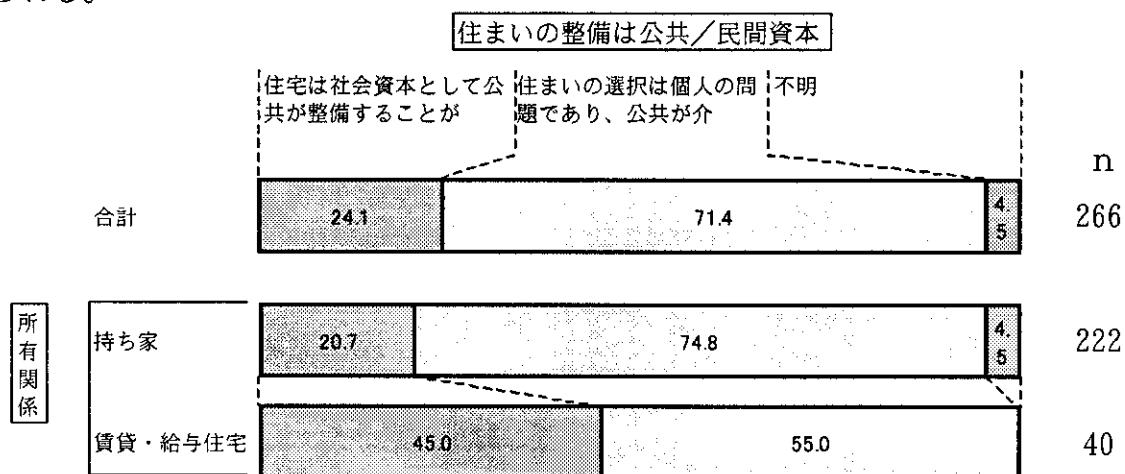
### 1. 高齢者住宅政策の参考

#### 1) 住まいの整備の主体は

全体でみると、「住まいの選択は個人の問題であり、公共が介在するよりも個人や民間資本で整備することが望ましい」が71.4%である。年齢が上がるにしたがってこの傾向が強まる回答となった。

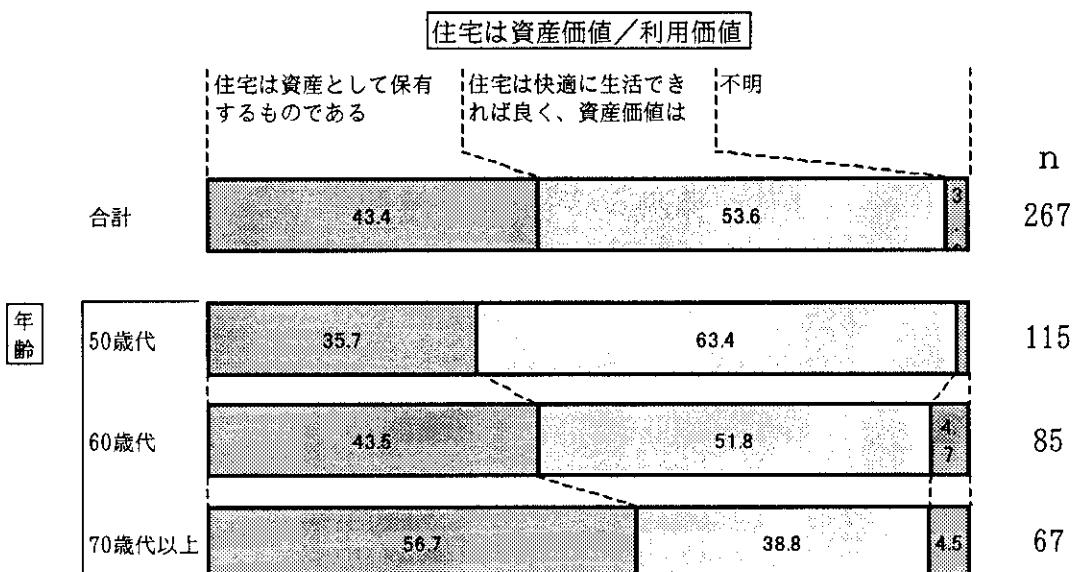


住宅の所有関係にみると、「持ち家世帯」は「住まいの選択は個人の問題であり、公共が介在するよりも個人や民間資本で整備することが望ましい」が74.8%であるが、「賃貸・給与住宅」世帯では、「住宅は社会資本として公共が整備することが望ましい」が45.0%もあり、持ち家世帯と賃貸・給与住宅世帯の認識の差がみられる。

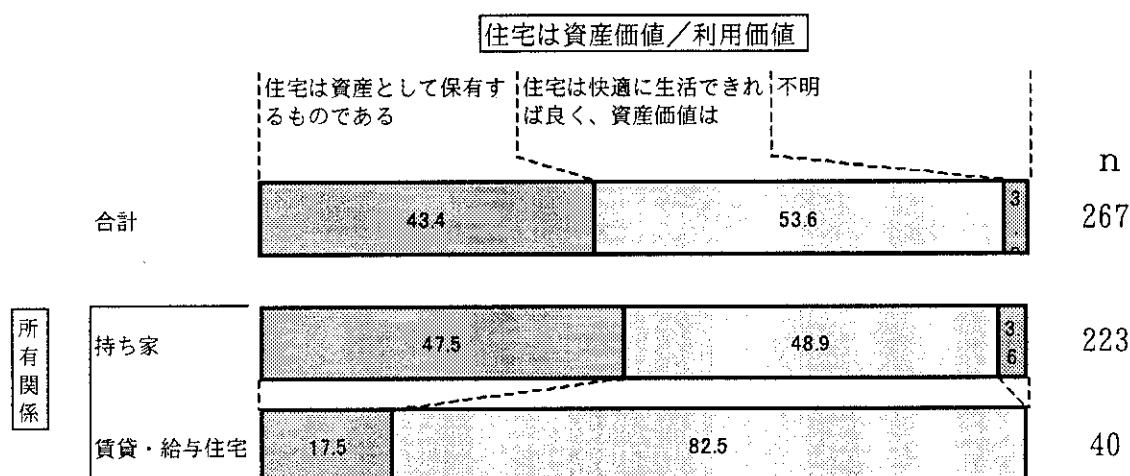


## 2) 住宅の価値は

全体でみると、「住宅は快適に生活できれば良く、資産価値はあまり重要ではない」が53.6%である。年齢別にみると、50歳代は「住宅は快適に生活できれば良く、資産価値はあまり重要ではない」が63.5%である一方で、70歳代以上では「住宅は資産として保有するものである」が56.7%となり、年齢によって認識の差がみられる。



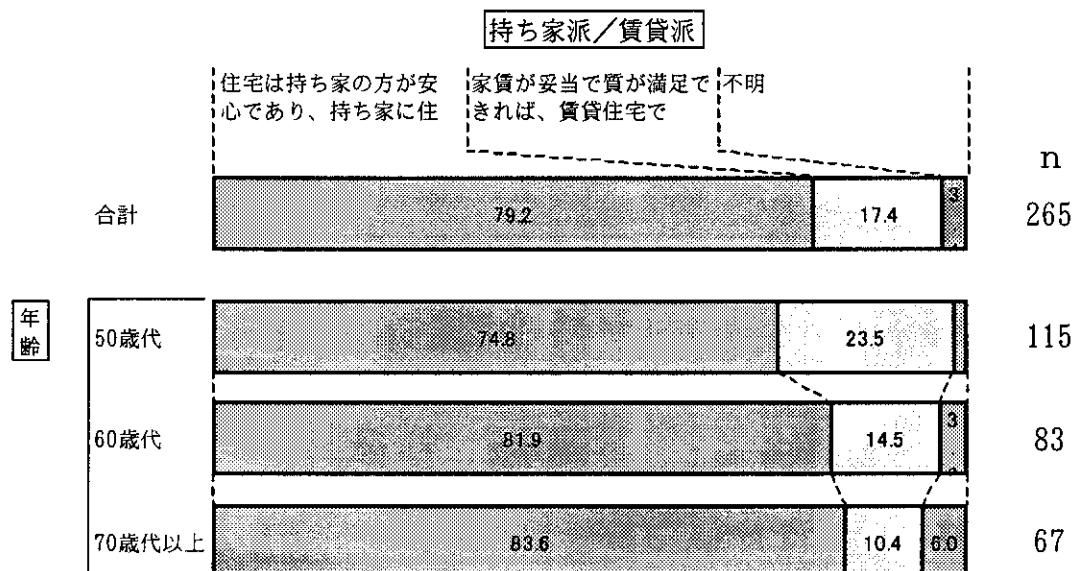
住宅の所有関係にみると、持ち家世帯は「住宅は資産として保有するものである」が47.5%で、賃貸・給与世帯は「住宅は快適に生活できれば良く、資産価値はあまり重要ではない」が82.5%であって、賃貸・給与世帯の方が住宅の資産価値より利用価値に重点をおいていることがわかる。



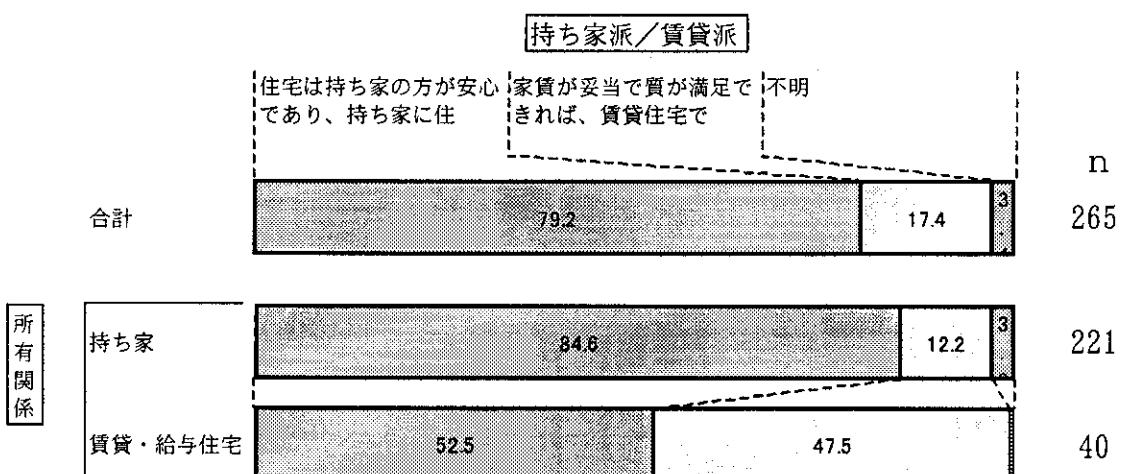
### 3) 賃貸か持ち家か

全体でみると、「住宅は持ち家の方が安心であり、持ち家に住みたい」が79.2%であって、持ち家を選好する傾向にある。

年齢別にみると、50歳代が74.6%、60歳代が81.9%、70歳代以上が83.6%であって、年齢が高いほど持ち家を選好する傾向がみられた。

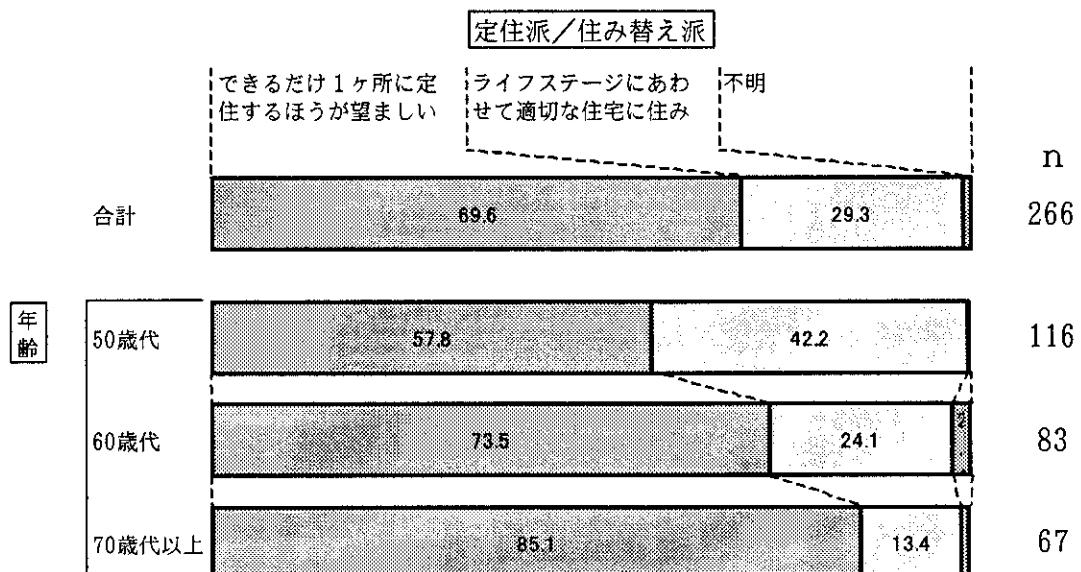


住宅の所有関係にみると、持ち家世帯は「住宅は持ち家の方が安心であり、持ち家に住みたい」が84.6%で実際に強い持ち家志向となっているが、賃貸・給与住宅世帯は「家賃が妥当で質が満足できれば、賃貸住宅でもかまわない」が47.5%で、柔軟な姿勢を読みとることができる。

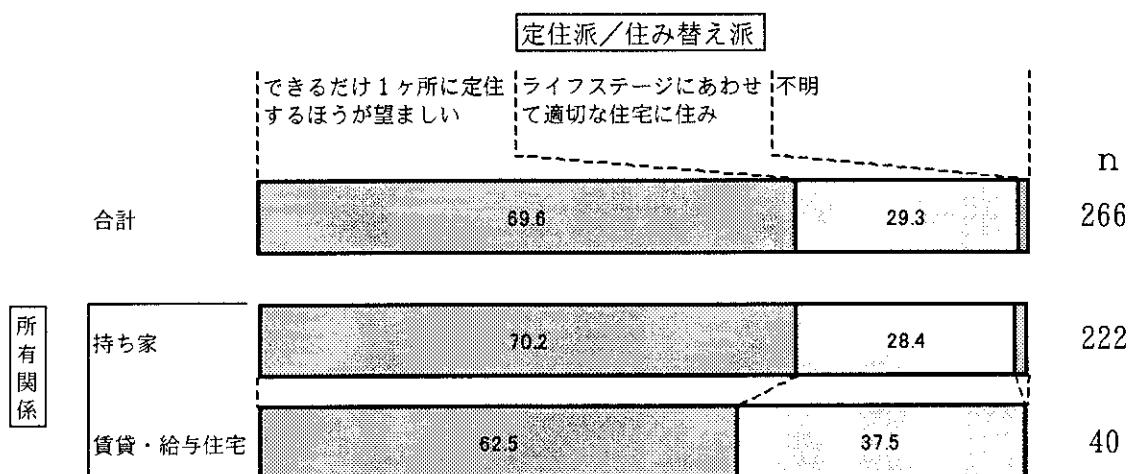


#### 4) 定住か住み替えか

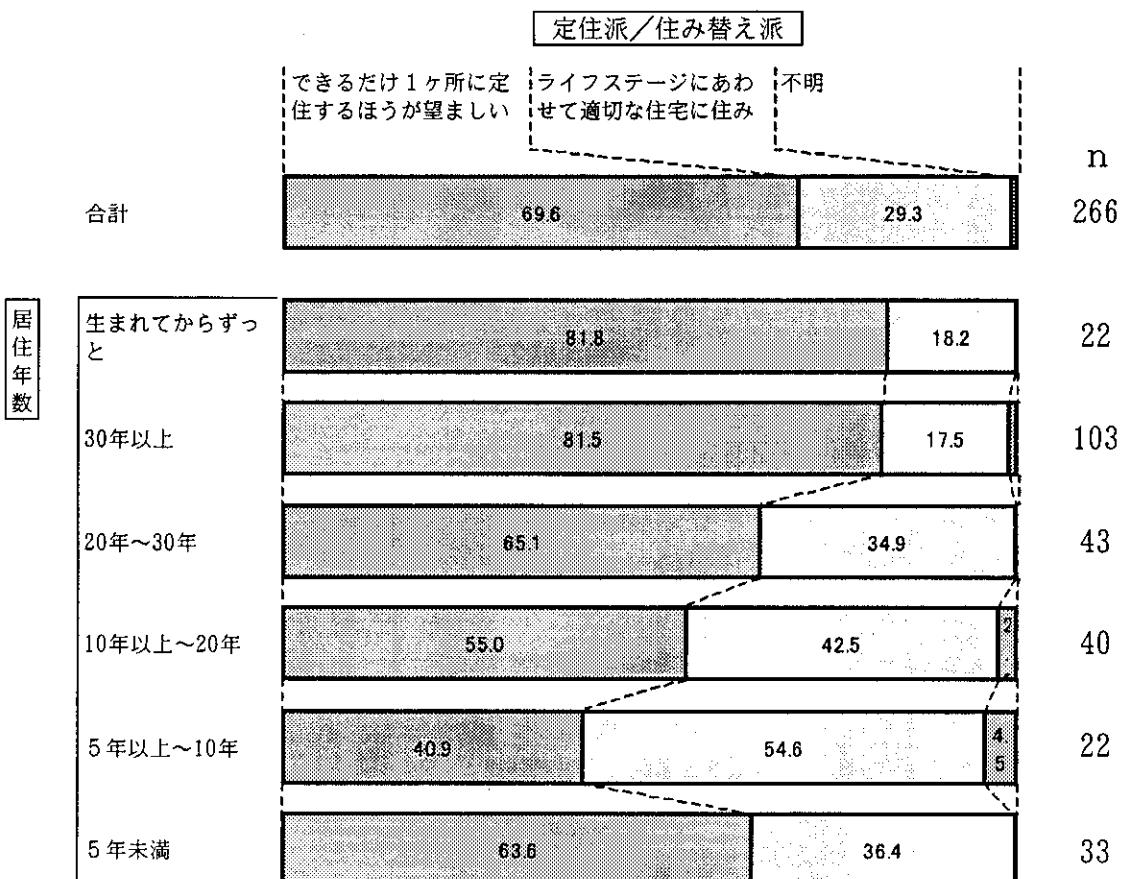
全体でみると「できるだけ1ヶ所に定住するほうが望ましい」が69.5%であつて、「定住」志向が大きく、年齢別にみると、年齢が高いほど「定住」意向が高くなっている。



住宅の所有関係にみると、持ち家世帯は「できるだけ1ヶ所に定住するほうが望ましい」が70.3%、賃貸・給与住宅世帯は「ライフステージにあわせて適切な住宅に住み替えるほうが合理的である」が37.5%である。賃貸・給与住宅世帯は持ち家世帯より「ライフステージにあわせて適切な住宅に住み替えるほうが合理的である」に対して柔軟な意向をもっていることが明らかとなった。

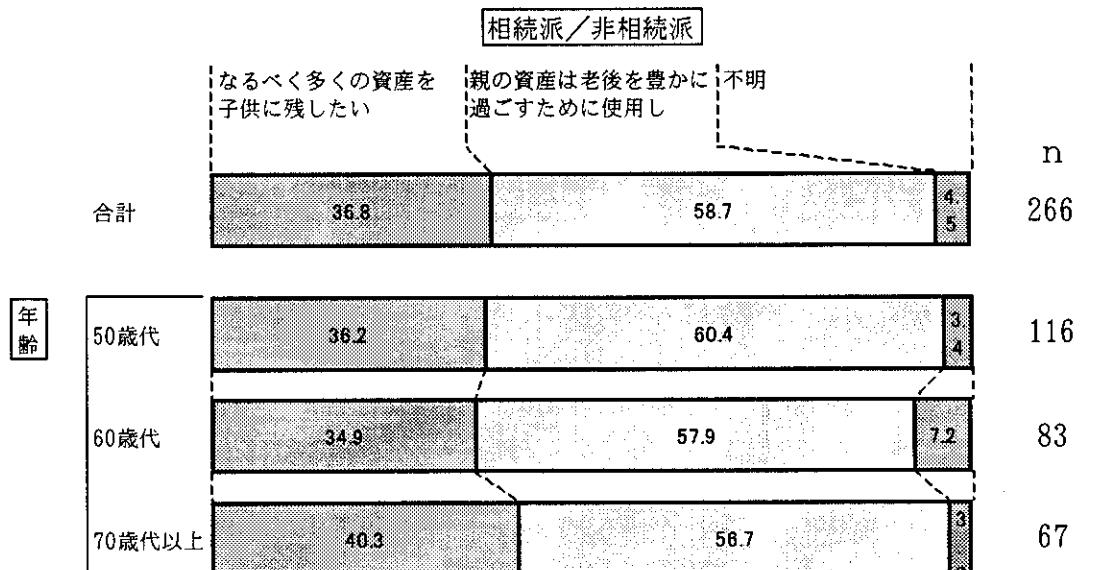


居住年数にみると、30年以上の世帯は「できるだけ1ヶ所に定住するほうが望ましい」が81.6%、30年未満の世帯は各居住年数ともに「ライフステージにあわせて適切な住宅に住み替えるほうが合理的である」が35%以上である。

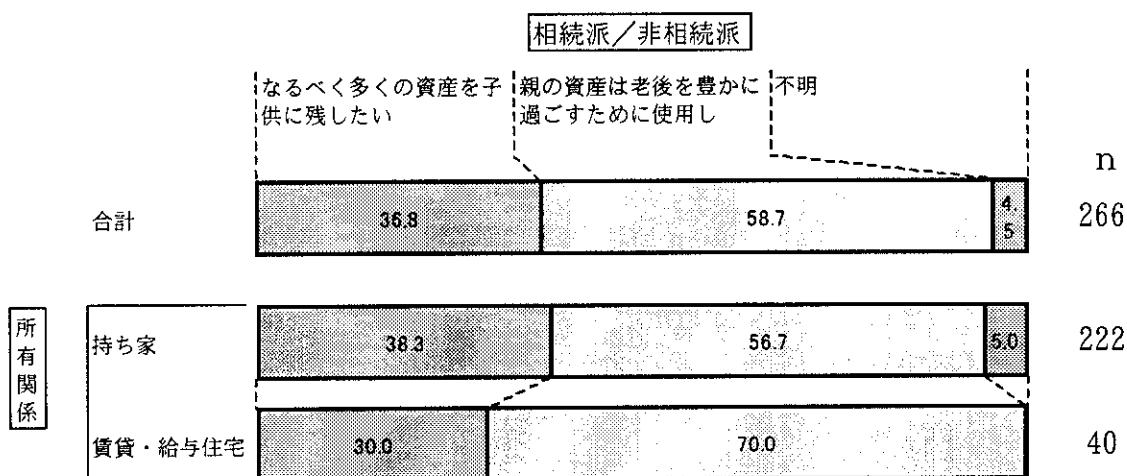


## 5) 相続について

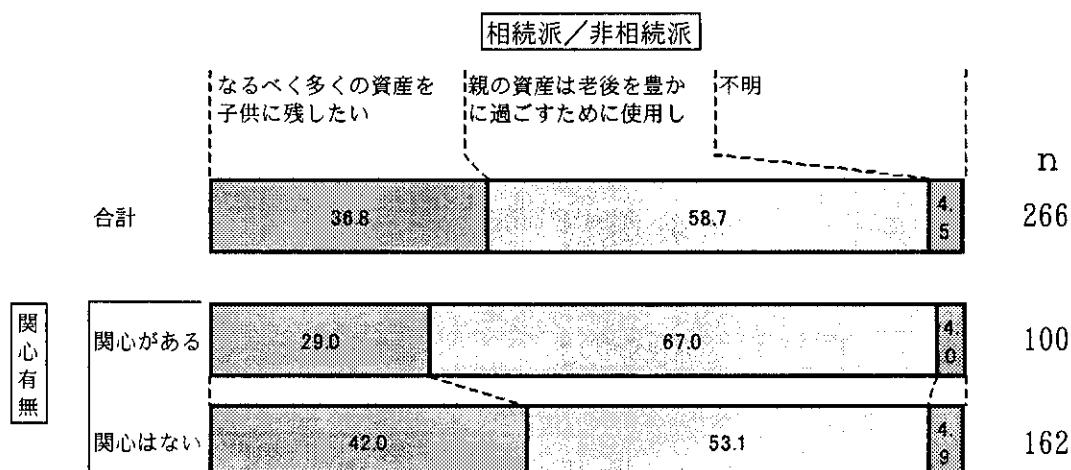
全体でみると、「親の資産は老後を豊かに過ごすために使用し、子供に残す必要はない」が58.6%で子孫への相続にこだわらない傾向を読みとることができる。



住宅の所有関係にみると、「親の資産は老後を豊かに過ごすために使用し、子供に残す必要はない」が持ち家世帯は56.8%、賃貸・給与住宅世帯は70.0%が、自分の築いた資産は老後を豊かに過すために使うという相続にこだわらない様子が伺える。

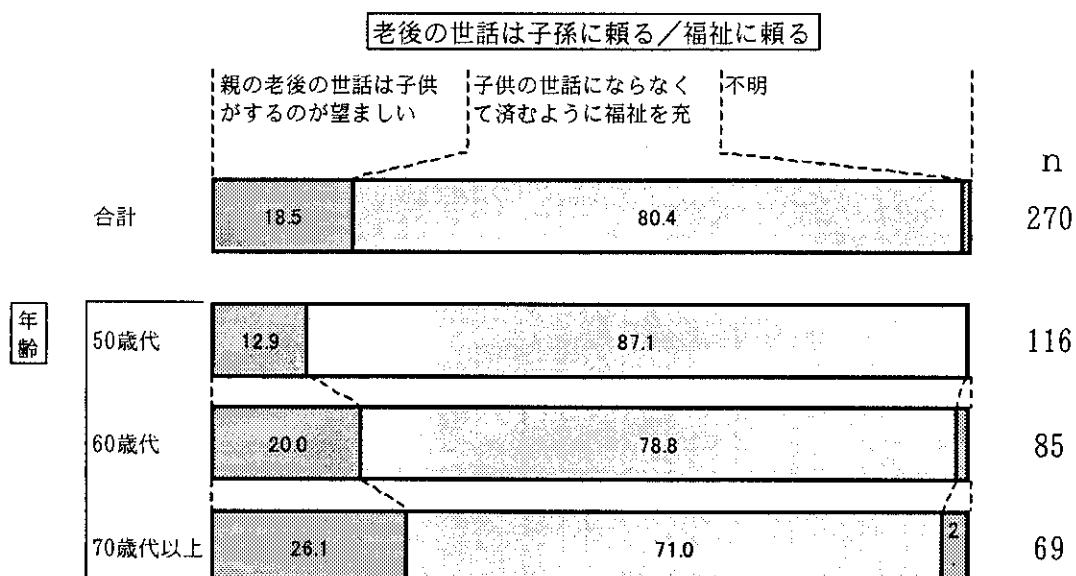


リバース・モーゲージ制度の関心の有無にみると、「関心がある」世帯において「親の資産は老後を豊かに過ごすために使用し、子供に残す必要はない」が67.0%となり、相続にこだわらない世帯ほどリバース・モーゲージに関心が強い傾向が明らかとなった。



#### 6) 老後の世話は誰が

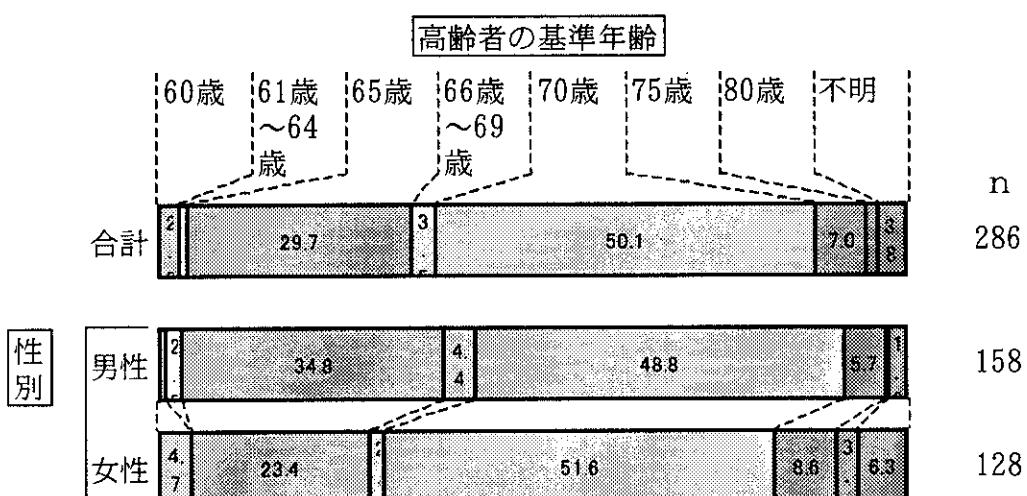
全体にみると、「子供の世話にならなくて済むように福祉を充実させるべきである」が80.4%である。老後生活においては「自助努力」の意思がみられる。年齢にみると、50歳代の「子供の世話にならなくて済むように福祉を充実させるべきである」が87.1%であり、比較的若い年齢層においては、自助努力の強い意思がみられる。



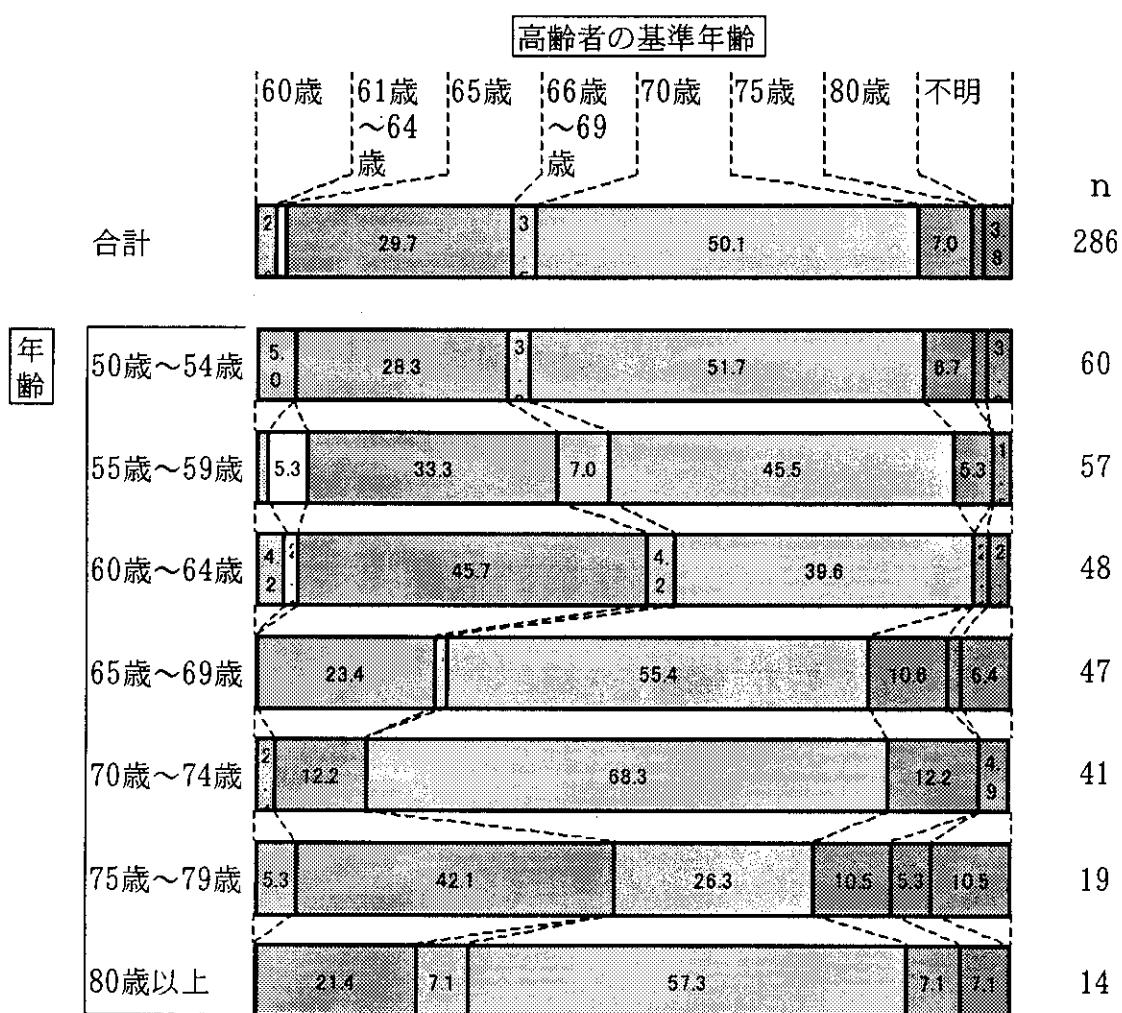
## 7) 高齢者と呼ばれる年齢

高齢者の基準年齢について国際連合(UN)では、65歳を高齢者の基準年齢としている。本調査では高齢者と呼ばれるにふさわしい年齢を調査した。全体にみると、現時の基準を5歳上回る70歳が50.0%、現在の基準を支持した65歳が29.7%となった。

性別にみると、男性では70歳を48.8%、現在の基準である65歳を34.8%と回答している。一方、女性では70歳を51.6%、65歳を23.4%ととらえ男女の高齢者と呼ばれる年齢に対してへだたりがある。平均余命が女性の方が高いこともあり、女性の方が高齢者の基準年齢をより高い年齢でとらえている。



年齢別でみると、60歳～64歳と75歳～79歳を除いてすべての年齢層は「70歳」を高齢者として呼ばれるにふさわしい年齢ととらえている。そのなかで、70歳～74歳では高齢者の基準年齢として「70歳」と回答したのが68.3%あり、26.3%と回答した75歳～79歳の年齢層と考え方の開きがある。



## 第2章 リバース・モーゲージ制度への関心

### 第1節 有意差による分析

#### 1. 世帯の構成

表2-1は、「世帯の構成」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-2に示したように、「世帯の構成」の効果は有意であった ( $F(2, 272) = 3.438, p < .05$ )。

Scheffe法を用いた多重比較によれば、「夫婦と子供世帯・母子世帯」と「同居世帯（2世帯・3世帯）」の間の平均の差は有意傾向であった。したがって、「夫婦と子供世帯・母子世帯」は「同居世帯（2世帯・3世帯）」に比べ、リバース・モーゲージ制度に対する関心が高い傾向にあるといえる。

表2-1 世帯の構成の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
単身世帯・夫婦のみ世帯	59	2.36	1.09
夫婦と子供世帯・母子世帯	133	2.32	1.07
同居世帯（2世帯・3世帯）	83	1.98	0.95
合計	275	2.23	1.05

表2-2 世帯の構成の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
世帯構成	7.447	2	3.723	3.438 *
誤差	294.575	272	1.083	
全体	302.022	274		* $p < .05$

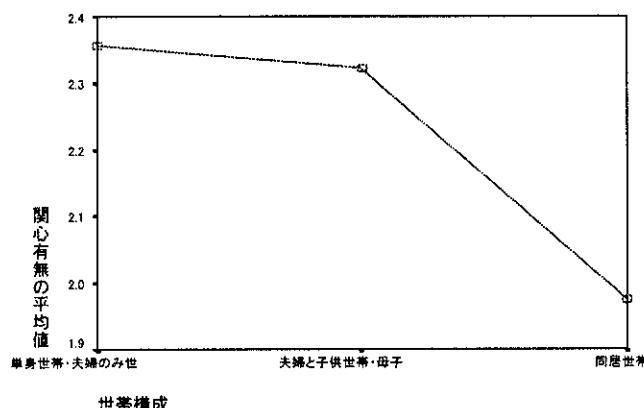


図2-1 世帯の構成とリバース・モーゲージ制度に対する  
関心有無の平均値

## 2. 年齢

表2-3は、「年齢」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-4に示したように、「年齢」の効果は有意であった ( $F(2, 276) = 5.425, p < .01$ )。Scheffe法を用いた多重比較によれば、「50歳代」と「70歳代以上」の間の平均の差は有意であった。したがって、「50歳代」は「70歳代以上」に比べ、リバース・モーゲージ制度に対する関心が高いといえる。

また、「50歳代」と「60歳代」の間の平均の差は有意傾向であった。しかしながら、「60歳代」と「70歳代以上」の間の差は有意ではなかった。

表2-3 年齢の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
50歳代	115	2.45	1.07
60歳代	91	2.12	1.04
70歳代以上	73	1.97	0.96
合計	279	2.22	1.05

表2-4 年齢の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
年齢	11.561	2	5.78	5.425 **
誤差	294.102	276	1.066	
全体	305.663	278		** $p < .01$

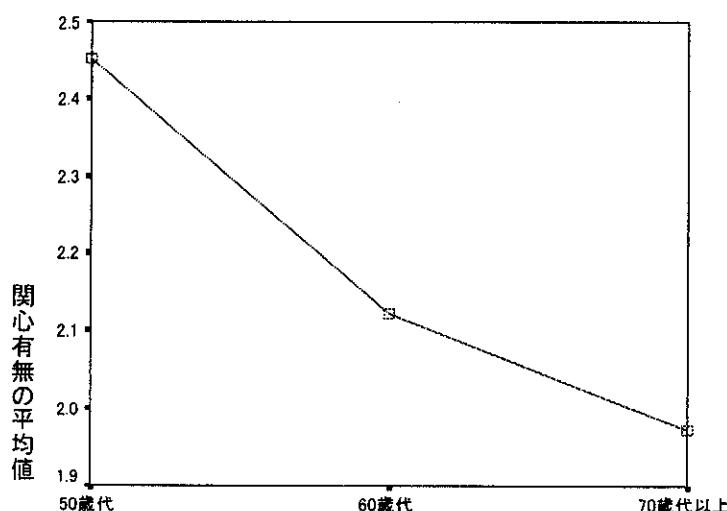


図2-2 年齢とリバース・モーゲージ制度に対する  
関心有無の平均値

### 3. 公的年金の受給額

表2-5は、「公的年金の受給額」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-6に示したように、「公的年金の受給額」の効果は有意であった ( $F(2, 134) = 3.160, p < .05$ )。

Scheffe法を用いた多重比較によれば、「月15万円～25万円」と「25万円以上」の間の平均の差は有意であった。したがって、公的年金の受給額が「月15万円～25万円」は「25万円以上」に比べ、リバース・モーゲージ制度に対する関心が高いといえる。しかしながら、「月15万円未満」と「月15万円～25万円」、および「月15万円未満」と「25万円以上」の間の差は見られなかった。

表2-5 公的年金の受給額の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
月15万円未満	64	2.16	1.09
月15万円～25万円	42	2.4	1.08
月25万円以上	31	1.81	0.65
合計	137	2.15	2.15

表2-6 公的年金の受給額の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
世帯構成	6.383	2	3.193	3.16 *
誤差	135.395	134	1.101	
全体	141.781	136		* $p < .05$

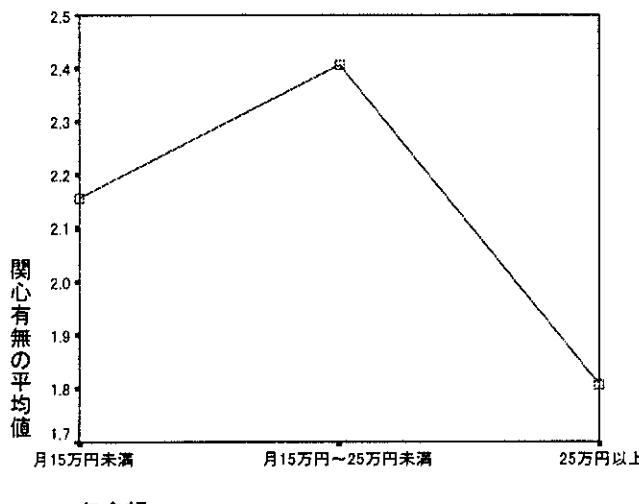


図2-3 公的年金の受給額とリバース・モーゲージ  
制度に対する関心有無の平均値

#### 4. 世帯全体の金融資産額

表2-7は、「世帯全体の金融資産額」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-8に示したように、「世帯全体の金融資産額」の効果は有意であった。 $(F(4, 262) = 2.638, p < .05)$ 。

Scheffe法を用いた多重比較によれば、「3000万円～5000万円」と「5000万円以上」の間の平均の差は有意傾向であった。したがって、世帯全体の金融資産額が「3000万円～5000万円」は「5000万円以上」に比べ、リバース・モーゲージ制度に対する関心が高い傾向にあるといえる。

表2-7 世帯全体の金融資産額の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
1000万円未満	87	2.23	1.09
1000万円～3000万円	67	2.36	1.01
3000万円～5000万円	34	2.53	1.19
5000万円以上	48	1.88	0.89
わからない	31	2.03	0.98
合計	267	2.21	1.05

表2-8 世帯全体の金融資産額の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
金融資産額	11.338	4	2.834	2.638 *
誤差	281.494	262	1.074	
全体	292.831	266		* $p < .05$

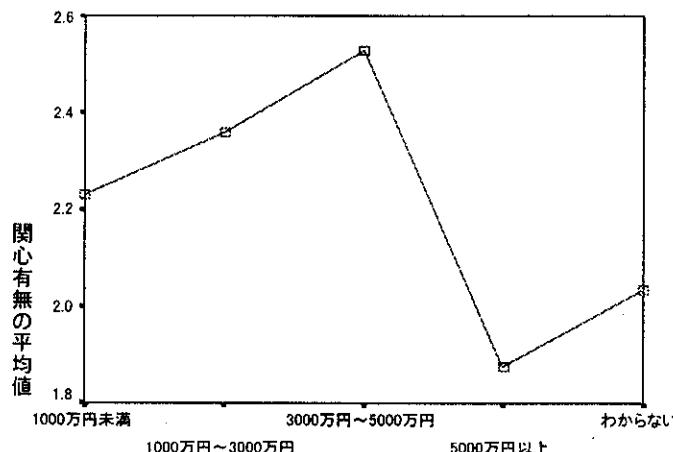


図2-4 世帯全体の金融資産額とリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均値

## 5. 世帯の総収入

表2-9は、「世帯の総収入額」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-10に示したように、「世帯の総収入額」の効果は有意傾向であった ( $F(6, 261) = 1.917, .05 < p < .10$ )。

Scheffe法を用いた多重比較によれば、すべての条件の間の差は有意ではなかった。

表2-9 世帯の総収入の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
200万円未満	38	2.21	1.17
200万円～300万円	24	1.88	0.95
300万円～500万円	47	2.3	1.06
500万円～700万円	34	2.62	0.95
700万円～1000万円	38	2.11	0.98
1000万円以上	60	2.28	0.98
わからない	27	1.89	1.12
合計	268	2.22	1.04

表2-10 世帯の総収入の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
世帯収入	12.219	6	2.036	1.917 †
誤差	277.229	261	1.062	
全体	289.448	267		† $p < .10$

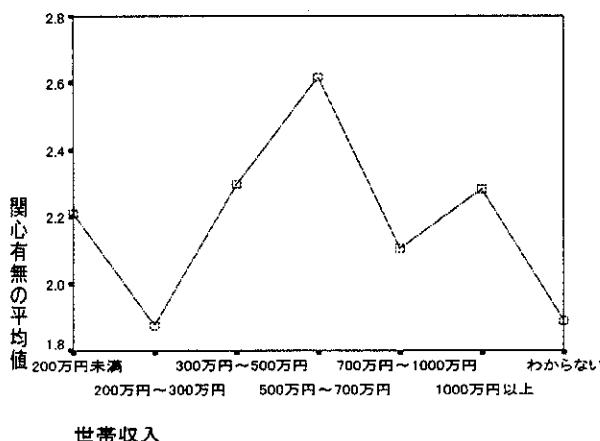


図2-5 世帯の収入とリバース・モーゲージ制度に対する  
関心有無の平均値

## 6. 1か月の生活費

表2-11は、「1か月の生活費」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-12に示したように、世帯の「1か月の生活費」の効果は有意でなかった。(F(6, 125) = .660、p > .10)。

表2-11 1か月の生活費の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
月15万円未満	11	2.18	1.25
月15万円～月20万円	16	2.19	1.17
月20万円～月25万円	18	1.72	0.89
月25万円～月30万円	25	2.08	1.00
月30万円～月35万円	17	2.06	1.14
月35万円～月40万円	15	2.27	0.80
月40万円以上	30	2.27	0.91
合計	132	2.11	1.00

表2-12 1か月の生活費の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
1ヶ月生活費	4.029	6	0.672	0.660
誤差	127.266	125	1.018	
全体	131.295	131		

## 7. 居住用不動産の資産評価額

表2-13は、「居住用不動産の資産評価額」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。分散分析の結果、表2-14に示したように、世帯の「居住用不動産の資産評価額」の効果は有意でなかった。 $(F(3, 179) = .236, p > .10)$ 。

表2-13 居住用不動産の資産評価額の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
3000万円未満	23	2.39	1.12
3000万円～5000万円	19	2.32	1.11
5000万円～7000万円	33	2.39	0.97
7000万円以上	108	2.25	1.02
合計	183	2.30	1.03

表2-14 居住用不動産の資産評価額の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
資産評価額	0.758	3	0.253	0.236
誤差	191.712	179	1.071	
全体	192.470	182		

## 8. 住宅の所有関係

表2-15は、「住宅の所有関係」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差および標準誤差を示したものである。分散分析の結果、表2-16に示したように、世帯の「住宅の所有関係」の効果は有意でなかった。 $(F(2, 272) = 1.605, p > .10)$ 。

表2-15 住宅の所有関係の各条件における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

条件	度数	平均値	標準偏差
持ち家	232	2.24	1.05
賃貸住宅	31	1.94	1.12
社宅・その他	12	2.5	1.00
合計	275	2.22	1.05

表2-16 住宅の所有関係の分散分析表

要因	平方和	自由度	平均平方	F値
所有関係	3.555	2	1.778	1.605
誤差	301.354	272	1.108	
全体	304.909	274		

## 9. 資産運用意向

表2-17は、「資産運用意向」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。t検定の結果、両条件の平均の差は有意であった（両側検定： $t(250) = 5.982$ 、 $p < .001$ ）。したがって、「資産運用否定派」より、「資産運用肯定派」のほうが「リバース・モーゲージ制度に対する関心が高い」といえる。

表2-17 資産運用意向における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

資産の運用意向	度数	平均値	標準偏差
資産運用肯定派	115	2.65	1.02
資産運用否定派	137	1.91	0.94
合計	252	4.56	1.96

## 10. 相続意向

表2-18は、「相続意向」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。t検定の結果、両条件の平均の差は有意であった（両側検定： $t(220) = -2.231$ 、 $p < .05$ ）。したがって、「なるべく多くの資産を子供に残したい」より、「親の資産は老後を豊かに過ごすために使用し、子供に残す必要はない」と思っている者のほうが「リバース・モーゲージ制度に対する関心が高い」といえる。

表2-18 相続意向における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

相続意向	度数	平均値	標準偏差
なるべく多くの資産を子供に残したい	97	2.07	0.97
おやの資産は老後を豊かに過ごすため に使用し、子供に残す必要はない	153	2.37	1.08
合計	250	4.44	2.05

## 11. 継続居住意向

表2-19は、「継続居住意向」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。t検定の結果、両条件の平均の差は有意であった（両側検定： $t(255) = 2.377$ 、 $p < .01$ ）。したがって、「継続居住志向」より、「転居志向」のほうが「リバース・モーゲージ制度に対する関心が高い」といえる。

表2-19 継続居住意向における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

居住継続意向	度数	平均値	標準偏差
転居の傾向	98	2.42	1.04
継続居住の傾向	159	2.10	1.04
合計	257	4.52	2.08

## 12. 年金受給有無

表2-20は、「年金受給有無」の各条件におけるリバース・モーゲージ制度に対する関心有無の平均と標準偏差を示したものである。t検定の結果、両条件の平均の差は有意でなかった（両側検定： $t(270) = -1.106$ 、 $p > .10$ ）。

表2-20 年金受給有無における  
リバース・モーゲージ制度に対する関心

年金受給有無	度数	平均値	標準偏差
受給している	141	2.15	1.02
受給していない	131	2.29	1.08
合計	272	4.44	2.10

## 第2節 まとめ

各因子の諸条件における「リバース・モーゲージ制度に対する関心」を従属変数とした一元配置分散分析の結果、世帯の構成・年齢・公的年金の受給額・世帯全体の金融資産額では各条件による有意な差がみられた。さらに、独立したサンプルの  $t$  検定の結果、資産運用意向・相続意向・居住継続意向では有意な差がみられた。しかし、年金受給有無・住宅の所有関係・居住用不動産の資産評価額および1ヶ月の生活費では有意な差がみられなかった。

分析の結果、世帯の構成では「単身世帯と夫婦のみ世帯」が、年齢では「50歳代」が、公的年金の収入額では「月15万円～月25万円」が、世帯全体の金融資産額では「3000万円～5000万円」が、世帯の総収入では「500万円～700万円」が、資産運用意向では「資産運用肯定派」が、相続意向では「親の資産は老後を豊かに過ごすために使用し、子供に残す必要はない」が、年金受給では「年金を受給していない」が、居住用不動産の資産評価額では「3000万円未満」と「5000万円～7000万円」がリバース・モーゲージ制度に対する関心が高い層となっている。

さらに、Scheffe 法を用いた多重比較によれば、世帯の構成では「夫婦と子供世帯・母子世帯」、公的年金の収入額では「月15万円～月25万円」、年齢では「50歳代」、世帯全体の金融資産額では「3000万円～5000万円」がリバース・モーゲージ制度に対する関心が高い層となっている。

以上、平均値と Scheffe 法を用いた多重比較からの分析結果、一元配置分散分析からは、「世帯の構成・年齢・公的年金の受給額・世帯全体の金融資産額」では各条件による有意な差がみられた。さらに、独立したサンプルの  $t$  検定の結果、「資産運用意向・相続意向・居住継続意向」では有意な差がみられた。しかし、年金受給有無・住宅の所有関係・居住用不動産の資産評価額および1ヶ月の生活費では有意な差がみられなかった。